議　案　目　録

議第 30 号　　王滝村税条例の一部を改正する条例について（専決処分）

議第 31 号　　王滝村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（専決処分）

議第 32 号　　令和６年度王滝村一般会計補正予算（第 13 号）について（専決処分）

議第 33 号　　王滝村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議第 34 号　　木曽広域連合規約の変更について

議第 35 号　　王滝村木材工芸品等加工施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第 36 号　　令和７年度王滝村一般会計補正予算（第１号）について

議第 37 号　　令和７年度王滝村特別会計国民健康保険（事業勘定）補正予算（第１号）について

議第 38 号　　令和７年度王滝村特別会計国民健康保険診療施設費補正予算（第１号）について

議第 39 号　　令和７年度王滝村公営企業観光施設事業会計補正予算（第１号）について

議第 30 号　王滝村税条例の一部を改正する条例について

議第 31 号　王滝村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

【王滝村税条例】**主な改正**

地方税法等の一部を改正する法律（令和７年法律第７号）施行に伴う所要の改正を行うもの。

〇個人住民税

　個人住民税について、「地域社会の会費」的な性格を踏まえ、所得税の諸控除の見直しのほか、地方税財源への影響や税務手続の簡略化の観点等を総合的に勘案し、次の措置を講ずる。

※令和７年所得に係る令和８年度分の個人住民税から適用

☆給与所得控除の見直し（所得税と同様）

　給与所得控除の最低保障額について、65 万円（現状 55 万円）に引上げ。

☆大学生年代の子等に関する特別控除の創設（所得税と同様）

　特定扶養控除に関して、控除対象となる大学生年代の子等の所得要件を拡大するとともに、一定の所得を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に逓減する仕組みを導入（控除額：最高 45 万円）。

☆扶養親族等に係る所得要件の引上げ（所得税と同様）

　扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額に係る要件について、58 万円（現行 48 万円）に引上げ。

〇固定資産税

現行の土地に係る負担調整率を継続し、特定の土地に対して課税標準額を据え置く措置を講じる。

〇軽自動車税

☆二輪車の車両区分の見直し

　総排気量 125cc 以下で最高出力 4.0kw（50cc 相当）以下に制御したバイク（新基準原付バイク）に係る軽自動車車種別割の税率を年額 2,000 円（50cc 原付と同額）とする。

※現行の 50cc 原付バイクは、令和７年 11 月排ガス規制への適合が困難であること等により、今後の生産・販売の継続が困難となる。

【王滝村国民健康保険税条例】**主な改正**

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和７年政令第 32 号）の施行に伴い、国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定基準を改正する。

１）課税限度額の改正

基礎課税額（医療分）　現行 65 万円　⇒　改正案 66 万円

後期高齢者支援金等課税額　　現行 24 万円　⇒　改正案 26 万円

２）軽減判定基準の改正

5 割軽減

現　行　43 万円+29.5 万円+10 万円×（給与所得者等の人数－1）　⇒

改正案　43 万円+30.5 万円+10 万円×（給与所得者等の人数－1）

2 割軽減

現　行　43 万円+53.5 万円×（被保険者数等）+10 万円×（給与所得者等の人数－1）⇒

改正案　43 万円+56　万円×（被保険者数等）+10 万円×（給与所得者等の人数－１）

議第３０号

王滝村税条例の一部を改正する条例について

地方自治法第179条第１項の規定により、別紙のとおり令和７年３月３１日専決処分をしたので、同条第３項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和　７年　６月２０日　提　出
王　滝　村　長　　越　原　道　廣

令和　７年　　月　　日　承　認
王滝村議会議長　　下　出　謙　介

専決第　２号

王滝村税条例（昭和 38 年王滝村条例第 40 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和　７年　３月３１日　専決処分

王　滝　村　長　　越　原　道　廣

（別紙）

王滝村税条例の一部を改正する条例（案）

王滝村税条例（昭和38年王滝村条例第40号）の一部を次のように改正する。

第18条中「送達は、」の次に「公示事項（同条第２項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第１条の８第１項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を村の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第18条の３中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第34条の２中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族扶養控除額」に改める。

第36条の２第１項ただし書中「若しくは法第314条の２第４項」を「、法第314条の２第４項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の３の２第１項第３号及び第36条の３の３第１項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加え、同条第10項中「第２条第15項」を「第２条第16項」に改める。

第36条の３の２第１項第３号中「親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第36条の３の３第１項中「金額が95万円以下であるものに限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第３号中「親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第63条の２第１項第１号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第82条第１号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ　二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの　年額　2,000円

第89条第２項第２号中「第２条第15項」を「第２条第16項」に改め、同項第５号中「出力」の次に「（第82条第１号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第90条第２項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の２第２項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の２第４項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第５号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の２第２項第１号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免

許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第４項を第５項とし、第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

３　前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特手免許情報を確認するために必要な措置をうけなければならない。

第139条の３第２項第１号中「第２条第15項」を「第２条第16項」に改める。

第149条第１号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附則第10条の２第17項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改める。

附則第10条の３中第13項を第14項とし、第12項の次に次の１項を加える。

13　村長は、法附則第15条の９の３第１項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第５条の２第１項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の９の３第２項に規定する期間内に施行規則附則第７条第17号各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の９の３第１項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第１項の規定を適用することができる。

附則第16条の２の次に次の１条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第16条の２の２　令和８年４月１日以降に第92条の２第１項の売渡し又は同条第２項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第１号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の２の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第１項の製造たばこの本数は、同条第３項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第１号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

（１）　葉たばこ（たばこ事業法第２条第２項に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則第８条の４の２に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。）　当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第８条の４の３に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第３項までにおいて同じ。）0.35グラムをもって紙巻たばこの１本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの１本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの１本当たりをもって紙巻たばこの１本に換算する方法

（２）　前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ　当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの１本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量が４グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの１個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

２　前項の規定により加熱式たばこのうち同項第１号ただし書の規定の適用を受けるもの及び

同項第２号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

３　前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

４　第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第93条の２の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

（１）　第１項第１号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

（２）　第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第93条の２の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附　　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（１）　第34条の２、第36条の２第１項ただし書、第36条の３の２第１項第３号及び第36条の３の３第１項の改正規定並びに附則第３条の規定　令和８年１月１日

（２）　附則第16条の２の次に１条を加える規定及び附則第６条の規定　令和８年４月１日

（３）　第18条及び第１条の３の改正規定並びに次条の規定　地方税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第１号）附則第１条第12号に掲げる規定の施行の日

（公示送達に関する経過措置）

第２条　この条例による改正後の村税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条第３号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（村民税に関する経過措置）

第３条　新条例第34条の２及び第36条の２第１項ただし書の規定は、令和８年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、令和７年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。

２　令和８年度分の個人の村民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の２第１項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の３の２第１項第３号及び第36条の３の３第１項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円いかであるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

３　新条例第36条の３の２第１項の規定は、附則第１条第１号に掲げる規定の施行の日（以下「１号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の２第１項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の３の２第１項及び第３項の規定による申告

書について適用し、１号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の村税条例（以下「旧条例」という。）第36条の２第１項ただし書に規定する給与について提出された旧条例第36条の３の２第１項及び第３項の規定による申告書については、なお従前の例による。

４　新条例第36条の３の３第１項の規定は、１号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の６第１項に規定する公的年金等（同法第203条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の３の３第１項の規定による申告書について適用し、１号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の３の３第１項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第４条　新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和７年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和６年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に係る経過措置）

第５条　新条例第82条（第１号に係る部分に限る。）の規定は、令和７年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和６年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（村たばこ税に関する経過措置）

第６条　次項に定めるものを除き、附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の２の２第１項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る村たばこ税については、なお従前の例による。

２　令和87年４月１日から同年９月30日までの間に、村税条例第92条の２第１項の売渡し又は同条第２項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係同条例第94条第１項の製造たばこの本数は、同条第３項及び新条例附則第16条の２の２の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

（１）　村税条例第94条第３項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の２の２第１項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

（２）　新条例附則第16条の２の２の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

３　前各号に掲げる製造たばこの本数に１本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

王滝村税条例の一部を改正する条例案　新旧対照表

改正後	改正前
（公示送達） 第18条　法第20条の２の規定による公示送達は、公示事項（同条第２項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第１条の８第１項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を王滝村公告式条例（昭和31年条例第２号）第２条第２項に規定する役場前掲示場に掲示し、又は公示事項を村の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。	（公示送達） 第18条　法第20条の２の規定による公示送達は、王滝村公告式条例（昭和31年条例第２号）第２条第２項に規定する役場前掲示場に掲示して行うものとする。
（納税証明事項） 第18条の３　施行規則第１条の９第２号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第１項に規定する検査対象軽自動車又は２輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。	（納税証明事項） 第18条の３　地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第１条の９第２号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第１項に規定する検査対象軽自動車又は２輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。
（所得控除） 第34条の２　所得割の納税義務者が法第314条の２第１項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第１項及び第３項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は特定親族扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者	（所得控除） 第34条の２　所得割の納税義務者が法第314条の２第１項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第１項及び第３項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第２

改正後	改正前
については、同条第２項、第６項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。	項、第６項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。
（村民税の申告） 第36条の２　第23条第１項第１号に掲げる者は、３月15日までに、施行規則第５号の４様式（別表）による申告書を村長に提出しなければならない。ただし、法第317条の６第１項又は第４項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から１月１日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の９の７に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の２第１項第10号の２に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の２第４項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の３の２第１項第３号及び第36条の３の３第１項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第８項に規定する純損失の金額の控除、同条第９項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の７第１項及び第２項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第２項に規定する者（施行	（村民税の申告） 第36条の２　第23条第１項第１号に掲げる者は、３月15日までに、施行規則第５号の４様式（別表）による申告書を村長に提出しなければならない。ただし、法第317条の６第１項又は第４項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から１月１日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の９の７に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の２第１項第10号の２に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）若しくは法第314条の２第４項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第８項に規定する純損失の金額の控除、同条第９項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の７第１項及び第２項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第２項に規定する者（施行規則第２条の２第１項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りではない。

改正後	改正前
規則第２条の２第１項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りではない。	
２～９　（略）	２～９　（略）
10　村長は、村民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第１項第３号又は第４号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該村内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第16項に規定する法人番号をいう。以下村民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。	10　村長は、村民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第１項第３号又は第４号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該村内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第15項に規定する法人番号をいう。以下村民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。
（個人の村民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）	（個人の村民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）
第36条の３の２　所得税法第194条第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で村内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、村長に提出しなければならない。	第36条の３の２　所得税法第194条第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で村内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、村長に提出しなければならない。
（１）・（２）　（略）	（１）・（２）　（略）
（３）　扶養親族又は特定親族の氏名	（３）　扶養親族の氏名
（４）　（略）	（４）　（略）
２～６　（略）	２～６　（略）
（個人の村民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）	（個人の村民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

改正後	改正前
第36条の３の３　所得税法第203条の６第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の２に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）をいう。第２号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で村内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の６第１項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、村長に提出しなければならない。 （１）・（２）　（略） （３）　扶養親族又は特定親族の氏名 （４）　（略） ２～５　（略）	第36条の３の３　所得税法第203条の６第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の２に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第２号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で村内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の６第１項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、村長に提出しなければならない。 （１）・（２）　（略） （３）　扶養親族の氏名 （４）　（略） ２～５　（略）
（施行規則第15条の３第３項並びに第15条の３の２第４項及び第５項の規定による補正の方法の申出） 第63条の２　施行規則第15条の３第３項並びに第15条の３の２第４項及び第５項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年１月	（施行規則第15条の３第３項並びに第15条の３の２第４項及び第５項の規定による補正の方法の申出） 第63条の２　施行規則第15条の３第３項並びに第15条の３の２第４項及び第５項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年１月

改正後	改正前
31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を村長に提出して行わなければならない。 （１） 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称） （２）～（４） （略） ２ （略）	31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を村長に提出して行わなければならない。 （１） 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称） （２）～（４） （略） ２ （略）
（種別割の税率） 第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、１台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 （１） 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（ウ及びオに掲げるものを除く。） 年額 2,000円 イ ２輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの（ウに掲げるものを除く。）又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 ウ 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円 エ ２輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの（ウに掲げるものを除く。）又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円 オ （略） （２）・（３） （略）	（種別割の税率） 第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、１台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 （１） 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（エに掲げるものを除く。） 年額 2,000円 イ ２輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 ウ ２輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円 エ （略） （２）・（３） （略）

改正後	改正前
（種別割の減免） 第89条　（略） ２　前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前７日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを村長に提出しなければならない。 （１）　（略） （２）　軽自動車等の所有者等の住所又は事業所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第２条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称） （３）・（４）　（略） （５）　原動機の総排気量又は定格出力（第82条第１号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力） （６）～（８）　（略） ３　（略）	（種別割の減免） 第89条　（略） ２　前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前７日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを村長に提出しなければならない。 （１）　（略） （２）　軽自動車等の所有者等の住所又は事業所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第２条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称） （３）・（４）　（略） （５）　原動機の総排気量又は定格出力 （６）～（８）　（略） ３　（略）
（身体障害者等に対する種別割の減免） 第90条　（略） ２　前項第１号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前７日までに、村長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第４条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の	（身体障害者等に対する種別割の減免） 第90条　（略） ２　前項第１号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前７日までに、村長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第４条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の

改正後	改正前
交付を受けていないものにあっては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の２第２項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の２第４項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。	交付を受けていないものにあっては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。
（1）～（4）　（略）	（1）～（4）　（略）
（5）　運転免許証又は道路交通法第95条の２第２項第１号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件	（5）　運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件
（6）　（略）	（6）　（略）
3　前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特手免許情報を確認するために必要な措置をうけなければならない。	
4　（略）	3　（略）
5　（略）	4　（略）

改正後	改正前
（特別土地保有税の減免） 第139条の３　（略） ２　前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前７日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して村長に提出しなければならない。 （１）　納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称） （２）・（３）　（略） ３　（略） （入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告） 第149条　鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を村長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。 （１）　住所又は事業所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称） （２）・（３）　（略） 附　則	（特別土地保有税の減免） 第139条の３　（略） ２　前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前７日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して村長に提出しなければならない。 （１）　納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称） （２）・（３）　（略） ３　（略） （入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告） 第149条　鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を村長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。 （１）　住所又は事業所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称） （２）・（３）　（略） 附　則

改正後	改正前
（法附則第15条第２項第１号の条例で定める割合） 第10条の２　（略） ２～16　（略） 17　法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。 18～20　（略）	（法附則第15条第２項第１号の条例で定める割合） 第10条の２　（略） ２～16　（略） 17　法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。 18～20　（略）
（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 第10条の３　（略） ２～12　（略） 13　村長は、法附則第15条の９の３第１項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第５条の２第１項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の９の３第２項に規定する期間内に施行規則附則第７条第17号各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の９の３第１項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第１項の規定を適用することができる。 14　（略）	（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 第10条の３　（略） ２～12　（略） 13　（略）
（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例） 第16条の２の２　令和８年４月１日以降に第92条の２第１項の売渡し又は同条第２項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第１号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の２の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第１項の製造たばこの本数は、同条第３項の規定にかかわらず、当分の間、	

改正後	改正前
次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第１号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。 （１）　葉たばこ（たばこ事業法第２条第２項に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則第８条の４の２に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。）　当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第８条の４の３に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第３項までにおいて同じ。）0.35グラムをもって紙巻たばこの１本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの１本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの１本当たりをもって紙巻たばこの１本に換算する方法 （２）　前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ　当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの１本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量が４グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの１個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法 ２　前項の規定により加熱式たばこのうち同項第１号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第２号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。 ３　前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。 ４　第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第93条の２の規定により製造たばことみ	

改正後	改正前
なされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。 （1）　第１項第１号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの （2）　第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第93条の２の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの	

〔提出理由〕

議第３１号

王滝村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

地方自治法第179条第１項の規定により、別紙のとおり令和７年３月３１日専決処分をしたので、同条第３項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和　７年　６月２０日　提　出
王　滝　村　長　　越　原　道　廣

令和　７年　　月　　日　承　認
王滝村議会議長　　下　出　謙　介

専決第　３号

王滝村国民健康保険税条例（昭和 41 年王滝村条例第 30 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和　７年　３月３１日　専決処分

王　滝　村　長　　越　原　道　廣

（別紙）

王滝村国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

王滝村国民健康保険税条例（昭和41年王滝村条例第30号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第３項ただし書中「24万円」を「26万円」に改める。

第23条第１項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同項第２号中「29万5000円」を「30万5000円」に改め、同項第３号中「54万5,000円」を「56万円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

２　この条例による改正後の王滝村国民健康保険税条例の規定は、令和７年度以後の年度分の国民健康保険税に適用し、令和６年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

王滝村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案　新旧対照表

改正後	改正前
（課税額） 第２条　（略） ２　前項第１号の基礎課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が66万円を超える場合においては、基礎課税額は、66万円とする。 ３　第１項第２号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。 ４　（略） （国民健康保険税の減額） 第23条　次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第２条第２項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）並びに同条第４項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。	（課税額） 第２条　（略） ２　前項第１号の基礎課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が65万円を超える場合においては、基礎課税額は、65万円とする。 ３　第１項第２号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が24万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、24万円とする。 ４　（略） （国民健康保険税の減額） 第23条　次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第２条第２項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円）並びに同条第４項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

改正後	改正前
（１）　（略） （２）　法第703条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき30万5000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ　（略） （３）　法第703条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前２号に該当する者を除く。）。ただし、世帯主の申請によるものとし、村長が世帯主又は当該世帯主の属する被保険者の前年からの所得の状況の著しい変化等により国民健康保険税の減額が適当でないと認めるときを除く。 ア～カ　（略） ２・３　（略）	（１）　（略） （２）　法第703条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき29万5000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ　（略） （３）　法第703条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき53万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前２号に該当する者を除く。）。ただし、世帯主の申請によるものとし、村長が世帯主又は当該世帯主の属する被保険者の前年からの所得の状況の著しい変化等により国民健康保険税の減額が適当でないと認めるときを除く。 ア～カ　（略） ２・３　（略）

議第３２号

令和６年度王滝村一般会計補正予算（第１３号）について

地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり令和７年３月３１日に専決処分したので、同条第３項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和７年　６月　２０日　　提　出
王　滝　村　長　　越　原　道　廣

令和７年　６月　　日　　承　認
王滝村議会議長　　下　出　謙　介

専決第４号

令和６年度王滝村一般会計補正予算（第１３号）

令和６年度王滝村一般会計補正予算（第１３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 45,211 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,348,809 千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第２条　地方債の変更は、「第２表　繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第３条　地方債の変更は、「第３表　地方債補正」による。

令和７年　３月　３１日　専決処分

王　滝　村　長　　越　原　道　廣

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

（単位　千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
2 地方譲与税		46,050	731	46,781
	1 地方揮発油譲与税	8,723	70	8,793
	2 自動車重量譲与税	26,031	878	26,909
	4 森林環境譲与税	11,296	△217	11,079
3 利子割交付金		10	22	32
	1 利子割交付金	10	22	32
4 配当割交付金		354	257	611
	1 配当割交付金	354	257	611
5 株式等譲渡所得割交付金		225	586	811
	1 株式等譲渡所得割交付金	225	586	811
6 法人事業税交付金		1,785	326	2,111
	1 法人事業税交付金	1,785	326	2,111
7 地方消費税交付金		18,665	980	19,645
	1 地方消費税交付金	18,665	980	19,645
8 環境性能割交付金		1,487	2,648	4,135
	1 環境性能割交付金	1,487	2,648	4,135
10 地方交付税		1,103,812	36,978	1,140,790
	1 地方交付税	1,103,812	36,978	1,140,790
13 使用料及び手数料		4,517	△14	4,503
	1 使用料	3,944	△14	3,930
14 国庫支出金		57,363	△300	57,063
	2 国庫補助金	47,632	△300	47,332
15 県支出金		57,290	△747	56,543
	2 県補助金	45,729	△747	44,982
16 財産収入		39,303	578	39,881
	2 財産売払収入	13,180	578	13,758
17 寄付金		17,400	7,202	24,602

（単位　千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 寄附金	17,400	7,202	24,602
18 繰入金		200,042	△1,877	198,165
	2 基金繰入金	200,042	△1,877	198,165
20 諸収入		112,103	141	112,244
	7 雑入	64,285	141	64,426
21 村債		354,400	△2,300	352,100
	1 村債	354,400	△2,300	352,100
歳入合計		2,303,598	45,211	2,348,809

歳　出

（単位　千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		936,073	59,059	995,132
	1 総務管理費	896,829	61,400	958,229
	2 徴税費	13,170	△2,341	10,829
3 民生費		154,823	163	154,986
	1 社会福祉費	138,665	163	138,828
4 衛生費		159,353	△1,000	158,353
	1 保健衛生費	120,552	△1,000	119,552
	2 清掃費	38,801	0	38,801
6 農林水産業費		49,606	△984	48,622
	2 林業費	40,168	△984	39,184
7 商工費		152,471	△3,595	148,876
	1 商工費	152,471	△3,595	148,876
8 土木費		191,978	0	191,978
	2 道路橋梁費	162,973	0	162,973
9 消防費		119,306	△4,422	114,884
	1 消防費	119,306	△4,422	114,884
10 教育費		82,619	△651	81,968
	4 社会教育費	10,727	△651	10,076
13 諸支出金		143,425	△3,359	140,066
	2 公営企業支出金	143,425	△3,359	140,066
歳　出　合　計		2,303,598	45,211	2,348,809

第２表

繰　越　明　許　費　補　正

（変　更）

款	項	補　正　前		補　正　後	
		事　業　名	金額	事　業　名	金額
3民生費	1社会福祉費	低所得世帯支援及び定額減税不足額給付事業	千円 5,924	低所得世帯支援及び定額減税不足額給付事業	千円 6,087
計			5,924		6,087

第３表

地　方　債　補　正

（変　更）

起債の目的	補　正　前				補　正　後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円				千円			
臨時財政対策債	2,300	証書借入又は証券発行	4.0%以内（但し、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 但し、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還をすること又は低利に借換えをすることができる。	0	—	—	—
計	2,300				0			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

（歳入）　　（単位　千円）

款	補正前の額	補　正　額	計
2 地方譲与税	46,050	731	46,781
3 利子割交付金	10	22	32
4 配当割交付金	354	257	611
5 株式等譲渡所得割交付金	225	586	811
6 法人事業税交付金	1,785	326	2,111
7 地方消費税交付金	18,665	980	19,645
8 環境性能割交付金	1,487	2,648	4,135
10 地方交付税	1,103,812	36,978	1,140,790
13 使用料及び手数料	4,517	△14	4,503
14 国庫支出金	57,363	△300	57,063
15 県支出金	57,290	△747	56,543
16 財産収入	39,303	578	39,881
17 寄付金	17,400	7,202	24,602
18 繰入金	200,042	△1,877	198,165
20 諸収入	112,103	141	112,244
21 村債	354,400	△2,300	352,100
歳　入　合　計	2,303,598	45,211	2,348,809

（歳出）　　（単位　千円）

款	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地　方　債	そ　の　他	
2 総務費	936,073	59,059	995,132	△600	0	7,780	51,879
3 民生費	154,823	163	154,986	0	0	0	163
4 衛生費	159,353	△1,000	158,353	0	△300	0	△700
6 農林水産業費	49,606	△984	48,622	0	0	0	△984
7 商工費	152,471	△3,595	148,876	△447	△100	△798	△2,250
8 土木費	191,978	0	191,978	0	400	0	△400
9 消防費	119,306	△4,422	114,884	0	0	0	△4,422
10 教育費	82,619	△651	81,968	0	0	0	△651
13 諸支出金	143,425	△3,359	140,066	0	0	0	△3,359
歳　出　合　計	2,303,598	45,211	2,348,809	△1,047	0	6,982	39,276

2　歳　入

（単位　千円）

款	項	目	款項目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明	
2			地方譲与税	46,050	731	46,781				
	1		地方揮発油譲与税	8,723	70	8,793				
		1	地方揮発油譲与税	8,723	70	8,793	1 地方揮発油譲与税	70	地方揮発油譲与税	70
	2		自動車重量譲与税	26,031	878	26,909				
		1	自動車重量譲与税	26,031	878	26,909	1 自動車重量譲与税	878	自動車重量譲与税	878
	4		森林環境譲与税	11,296	△217	11,079				
		1	森林環境譲与税	11,296	△217	11,079	1 森林環境譲与税	△217	森林環境譲与税	△217
3			利子割交付金	10	22	32				
	1		利子割交付金	10	22	32				
		1	利子割交付金	10	22	32	1 利子割交付金	22	利子割交付金	22
4			配当割交付金	354	257	611				
	1		配当割交付金	354	257	611				
		1	配当割交付金	354	257	611	1 配当割交付金	257	配当割交付金	257
5			株式等譲渡所得割交付金	225	586	811				
	1		株式等譲渡所得割交付金	225	586	811				
		1	株式等譲渡所得割交付金	225	586	811	1 株式等譲渡所得割交付金	586	株式等譲渡所得割交付金	586
6			法人事業税交付金	1,785	326	2,111				
	1		法人事業税交付金	1,785	326	2,111				
		1	法人事業税交付金	1,785	326	2,111	1 法人事業税交付金	326	法人事業税交付金	326
7			地方消費税交付金	18,665	980	19,645				
	1		地方消費税交付金	18,665	980	19,645				
		1	地方消費税交付金	18,665	980	19,645	1 地方消費税交付金	980	地方消費税交付金	980
8			環境性能割交付金	1,487	2,648	4,135				
	1		環境性能割交付金	1,487	2,648	4,135				
		1	環境性能割交付金	1,487	2,648	4,135	1 自動車税環境性能割交付金	2,648	自動車税環境性能割交付金	2,648
10			地方交付税	1,103,812	36,978	1,140,790				

（単位　千円）

款	項	目	款項目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明	
	1		地方交付税	1,103,812	36,978	1,140,790				
		1	地方交付税	1,103,812	36,978	1,140,790	1 地方交付税	36,978	特別交付税	36,978
13			使用料及び手数料	4,517	△14	4,503				
	1		使用料	3,944	△14	3,930				
		2	総務使用料	1,584	△4	1,580	1 総務管理使用料	△4	行政財産使用料	△4
		8	土木使用料	1,516	△10	1,506	2 住宅使用料	△10	公営住宅使用料	△10
14			国庫支出金	57,363	△300	57,063				
	2		国庫補助金	47,632	△300	47,332				
		2	総務費国庫補助金	26,429	△300	26,129	23 地域少子化対策重点推進交付金	△300	地域少子化対策重点推進交付金	△300
15			県支出金	57,290	△747	56,543				
	2		県補助金	45,729	△747	44,982				
		2	総務費県補助金	5,193	△747	4,446	1 総務管理費県補助金	△747	元気づくり支援事業補助金 ＵＩＪターン就業支援補助金	△447 △300
16			財産収入	39,303	578	39,881				
	2		財産売払収入	13,180	578	13,758				
		1	不動産売払収入	11,310	578	11,888	4 Ｊクレジット販売収入	578	Ｊクレジット販売収入	578
17			寄付金	17,400	7,202	24,602				
	1		寄附金	17,400	7,202	24,602				
		1	総務費寄附金	16,000	7,602	23,602	2 水と緑のふるさと基金寄付金	7,602	寄附金	7,602
		10	教育費寄附金	400	△400	0	1 教育費寄附金	△400	教育費指定寄附金	△400
18			繰入金	200,042	△1,877	198,165				
	2		基金繰入金	200,042	△1,877	198,165				
		1	財政調整基金繰入金	150,900	△1,877	149,023	1 繰入金	△1,877	財政調整基金繰入金	△1,877
20			諸収入	112,103	141	112,244				
	7		雑入	64,285	141	64,426				
		1	雑入	51,601	141	51,742	2 雑入	141	地域商品券販売収入	△798

（単位　千円）

款	項	目	款項目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明	
									地域商品券販売収入（村外）	△798
									ふるさと納税返礼品収入	939
21			村債	354,400	△2,300	352,100				
	1		村債	354,400	△2,300	352,100				
		2	総務債	263,400	△2,300	261,100	2 臨時財政対策債	△2,300	臨時財政対策債	△2,300
		4	衛生債	21,600	△300	21,300	1 過疎債	△300	木曽広域し尿処理施設補修事業	△300
		7	商工債	10,300	△100	10,200	1 過疎債	△100	観光施設整備事業	△100
		8	土木債	42,500	400	42,900	1 過疎債	400	橋梁修繕事業	400
歳入合計				2,303,598	45,211	2,348,809				

3　歳　出

（単位　千円）

款	項	目	款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明	
2			総務費	936,073	59,059	995,132	△600		7,780	51,879				
	1		総務管理費	896,829	61,400	958,229	△600		7,780	54,220				
		1	一般管理費	329,184	△7,710	321,474				△7,710				
										△7,710	3 職員手当等	△881	（総務係） 一般職員人件費	△7,710
											4 共済費	△6,829	扶養手当 扶養手当 職員共済組合負担金 市町村職員共済組合負担金 退職手当組合負担金 町村職員退職手当負担金	△881 △881 △2,706 △2,706 △4,123 △4,123
		4	財産管理費	294,911	△1,203	293,708				△1,203				
										△1,203	10 需用費	△568	（財産管理係） 村有財産庁舎管理経費	△1,203
											14 工事請負費	△635	修繕費（その他） 施設修繕費 建物等新設増築工事 村有施設等整備工事費	△568 △568 △635 △635
		5	財政調整基金費	30,922	60,710	91,632				60,710				
										60,710	24 積立金	60,710	（財政係） 財政調整基金費	60,710
													元金積立金 財政調整基金積立金	60,710 60,710
		9	企画費	171,632	△2,961	168,671	△600			△2,361				
							△600			△2,361	18 負担金補助及び交付金	△2,961	（企画係） 企画事業費	△2,961
							(国)地域少子化対策重点推進交付金			△300			補助金助成金 王滝村移住定住促進対策補助金 王滝村少子化対策補助金 ＵＩＪターン就業支援補助金	△2,961 △1,761 △600 △600
							(県)ＵＩＪターン就業支援補助金			△300				
		10	減債基金費	6,839	5,000	11,839				5,000				
										5,000	24 積立金	5,000	（財政係） 基金積立金	5,000
													元金積立金 減債基金積立金	5,000 5,000
		18	水と緑のふるさと基金費	16,086	7,603	23,689			7,602	1				
									7,602	1	24 積立金	7,603	（財政係） 水と緑のふるさと基金費	7,603
							(寄)寄附金			7,602			元金積立金 水と緑のふるさと基金積立金	7,603 7,603
		20	森林経営管理基金	11,297	△217	11,080				△217				
										△217	24 積立金	△217	（財政係） 森林経営管理基金費	△217

（単位　千円）

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明	
												元金積立金	△217
												森林経営管理基金積立金	△217
		22 教育振興基金費	401	△400	1			△400					
								△400		24 積立金	△400	（財政係） 教育振興基金費	△400
						(寄)教育費指定寄附金			△400			元金積立金	△400
												元金積立金	△400
		24 森林環境保全基金費	5,857	578	6,435			578					
								578		24 積立金	578	（財政係） 森林環境保全基金費	578
						(財)Ｊクレジット販売収入			578			元金積立金	578
												元金積立金	578
	2	徴税費	13,170	△2,341	10,829				△2,341				
	1	税務総務費	2,327	△1,743	584				△1,743				
									△1,743	22 償還金利子及び割引料	△1,743	（税務係） 税務総務一般経費	△1,743
												還付及び加算金	△1,743
												村税還付金及び加算金	△1,743
	2	賦課徴税費	10,843	△598	10,245				△598				
									△598	12 委託料	△598	（税務係） 賦課徴税一般経費	△598
												委託料（その他）	△598
												村税電算処理委託料	△598
3		民生費	154,823	163	154,986				163				
	1	社会福祉費	138,665	163	138,828				163				
	1	社会福祉総務費	41,177	163	41,340				163				
									163	12 委託料	163	（住民係） 低所得世帯支援及び定額減税不足額給付事業	163
												委託料（その他）	163
												システム改修委託料	163
4		衛生費	159,353	△1,000	158,353		△300		△700				
	1	保健衛生費	120,552	△1,000	119,552				△1,000				
	3	環境衛生費	1,782	△1,000	782				△1,000				
									△1,000	18 負担金補助及び交付金	△1,000	（環境水道係） 環境衛生一般経費	△1,000
												補助金助成金	△1,000
												住宅リフォーム支援補助金	△1,000
	2	清掃費	38,801	0	38,801		△300		300				
	1	清掃総務費	38,801	0	38,801		△300		300				

（単位　千円）

款	項	目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明	
								△300		300			（環境水道係） 清掃一般経費	
							（村）木曽広域し尿処理施設補修事業			△300			財源内訳補正	
6			農林水産業費	49,606	△984	48,622				△984				
	2		林業費	40,168	△984	39,184				△984				
		3	村有林経営費	25,489	△695	24,794				△695				
										△695	11 役務費	△695	（林業振興係） 村有林経営一般経費	△695
													手数料	△695
													木材運搬料	△695
		4	林業振興費	6,735	△289	6,446				△289				
										△289	18 負担金補助及び交付金	△289	（林業振興係） 林業振興一般経費	△289
													負担金（その他）	△289
													王滝村木材工芸品等加工施設負担金	△289
7			商工費	152,471	△3,595	148,876	△447	△100	△798	△2,250				
	1		商工費	152,471	△3,595	148,876	△447	△100	△798	△2,250				
		2	商工振興費	85,440	△1,140	84,300			△798	△342				
									△798	△342	18 負担金補助及び交付金	△1,140	（商工観光係） 商工振興一般経費	△1,140
							（諸）地域商品券販売収入（村外）			△798			交付金助成金	△1,140
													地域商品券交付金（村外）	△1,140
		3	観光費	67,031	△2,455	64,576	△447	△100		△1,908				
										△1,859	12 委託料	△596	（商工観光係） 観光一般経費	△1,859
											18 負担金補助及び交付金	△1,859	負担金（その他）	△600
													事業負担金	△600
													補助金助成金	△1,259
													DMO補助金	△1,259
							△447	△100		△49			観光施設管理費	△596
							（県）元気づくり支援事業補助金			△447			委託料（その他）	△596
							（村）観光施設整備事業			△100			田の原登山道整備委託料	△596
8			土木費	191,978	0	191,978		400		△400				
	2		道路橋梁費	162,973	0	162,973		400		△400				
		4	橋梁維持費	53,854	0	53,854		400		△400			（建設係） 橋梁維持費一般経費	
								400		△400				
							（村）橋梁修繕事業			400			財源内訳補正	
9			消防費	119,306	△4,422	114,884				△4,422				

（単位　千円）

款	項	目	款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明	
	1		消防費	119,306	△4,422	114,884				△4,422				
		1	非常備消防費	59,796	△1,122	58,674				△1,122				
										△1,122	8 旅費	△1,122	（総務係） 非常備消防費	△1,122
													費用弁償	△1,122
													費用弁償	△1,122
		3	災害対策費	54,142	△3,300	50,842				△3,300				
										△3,300	14 工事請負費	△3,300	（総務係） 御嶽山安全対策事業費	△3,300
													建物等維持補修工事	△3,300
													御嶽山避難施設等補修工事	△3,300
10			教育費	82,619	△651	81,968				△651				
	4		社会教育費	10,727	△651	10,076				△651				
		1	社会教育総務費	3,204	△651	2,553				△651				
										△651	12 委託料	△651	（教育委員会事務局生涯学習係） 社会教育一般経費	△651
													委託料（その他）	△651
													放課後子ども教室委託料	△651
13			諸支出金	143,425	△3,359	140,066				△3,359				
	2		公営企業支出金	143,425	△3,359	140,066				△3,359				
		1	観光施設事業支出金	143,425	△3,359	140,066				△3,359				
										△3,359	18 負担金補助及び交付金	△3,359	（財政係） 公営企業費	△3,359
													交付金助成金	△3,359
													観光施設事業会計補助金	△3,359
歳出合計				2,303,598	45,211	2,348,809	△1,047	0	6,982	39,276				

議第 34 号　　木曽広域連合規約の変更について

１　変更事由

「広域的な公共交通に関する事務」を各町村共有の事務として木曽広域連合が行うこととするため、木曽広域連合規約に規定されている広域連合の処理する事務の内容を変更するもの。

２　変更内容

木曽広域連合事務に「広域的な公共交通に関する事務」を規定することに伴い、関係条文（第４条、第５条）及び別表を変更する。

３　施行日

公布の日

議第 34 号

木曽広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の３第１項の規定により、木曽広域連合規約を別紙のとおり変更する。

令和７年６月２０日　　提　出

王滝村長　　越　原　道　廣

令和７年６月　　日　　議　決

王滝村議会議長　　下　出　謙　介

木曽広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の３第１項の規定により、木曽広域連合規約を別紙のとおり変更することについて、協議する。

令和７年　　月　　日

王滝村長　　越　原　道　廣

木曽広域連合規約の一部を変更する規約（案）

木曽広域連合規約（平成11年長野県指令10地第1280号）の一部を次のように変更する。

第４条第１項中第32号を第33号とし、第22号から第31号までを１号ずつ繰り下げ、第21号の次に次の１号を加える。

(22)　広域的な公共交通に関する事務

第５条中第32号を第33号とし、第22号から第31号までを１号ずつ繰り下げ、第21号の次に次の１号を加える。

(22)　広域的な公共交通に関連して、広域連合及び関係町村が行う事務に関すること。

別表中32の項を33の項とし､22の項から31の項までを１項ずつ繰り下げ、21の項の次に次のように加える。

22　広域的な公共交通に関する事務	同　上	全体事業費	平均割20%、人口割80%

附　則

この規約は、公布の日から施行する。

木曽広域連合規約変更前後比較

変更後	変更前
（広域連合の処理する事務） 第４条　広域連合は、次に掲げる事務を処理する。 （１）　木曽地域の広域行政の推進に関する事務 （２）　次に掲げる広域的な課題の調査研究に関する事務 ア　環境づくりの推進に関すること。 イ　福祉及び保健医療の推進に関すること。 ウ　その他広域にわたる重要な課題で第11条に規定する広域連合長が必要と認める事項に関すること。 （３）　景観基本構想の推進に関する事務 （４）　公共サインの設置及び管理に関する事務 （５）　情報公開及び個人情報保護審査会の設置及び運営に関する事務 （６）　行政不服審査会の設置及び運営に関する事務 （７）　老人ホーム措置入所判定委員会の設置及び運営に関する事務 （８）　養護老人ホームの設置及び管理運営に関する事務 （９）　介護保険法（平成９年法律第123号）及び介護保険法施行法（平成９年法律第124号）に規定する介護保険に関する事務 (10)　成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。以下「成年後見制度利用促進法」という。）第12条の規定により定められた成年後見制度利用促進計画に基づく中核機関に関する事務（相談機能に関する事務を除く。以下同じ。） (11)　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に規定する市町村審査会の設置及び運営に関する事務 (12)　障害者総合支援法に規定する協議会の設置に関する事務 (13)　休日及び夜間の一次救急医療に関する事務 (14)　周産期医療に関する事務 (15)　葬斎センターの設置及び管理運営に関する事務	（広域連合の処理する事務） 第４条　広域連合は、次に掲げる事務を処理する。 （１）　木曽地域の広域行政の推進に関する事務 （２）　次に掲げる広域的な課題の調査研究に関する事務 ア　環境づくりの推進に関すること。 イ　福祉及び保健医療の推進に関すること。 ウ　その他広域にわたる重要な課題で第11条に規定する広域連合長が必要と認める事項に関すること。 （３）　景観基本構想の推進に関する事務 （４）　公共サインの設置及び管理に関する事務 （５）　情報公開及び個人情報保護審査会の設置及び運営に関する事務 （６）　行政不服審査会の設置及び運営に関する事務 （７）　老人ホーム措置入所判定委員会の設置及び運営に関する事務 （８）　養護老人ホームの設置及び管理運営に関する事務 （９）　介護保険法（平成９年法律第123号）及び介護保険法施行法（平成９年法律第124号）に規定する介護保険に関する事務 (10)　成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。以下「成年後見制度利用促進法」という。）第12条の規定により定められた成年後見制度利用促進計画に基づく中核機関に関する事務（相談機能に関する事務を除く。以下同じ。） (11)　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に規定する市町村審査会の設置及び運営に関する事務 (12)　障害者総合支援法に規定する協議会の設置に関する事務 (13)　休日及び夜間の一次救急医療に関する事務 (14)　周産期医療に関する事務 (15)　葬斎センターの設置及び管理運営に関する事務

変更後	変更前
(16)　ごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事務 (17)　循環型地域づくりの推進に関する事務 (18)　し尿処理施設の設置及び管理運営に関する事務 (19)　公共下水道汚泥集約処理施設の設置及び管理運営（以下「下水道事業」という。）に関する事務 (20)　広域的な観光振興に関する事務 (21)　広域的な幹線道路網の整備の促進及び連絡調整に関する事務 (22)　広域的な公共交通に関する事務 (23)　広域的な移住定住促進に関する事務 (24)　消防に関する事務（ただし、消防団、消防水利施設及び防災計画に関する事務を除く。） (25)　奨学資金の貸付に関する事務 (26)　木曽文化公園の設置及び管理運営に関する事務 (27)　埋蔵文化財の委託調査に関する事務 (28)　地域高度情報化施設の設置及び管理に関する事務 (29)　木曽川上下流交流の推進拡大及び森林整備協定の推進に関する事務 (30)　森林経営管理制度に関する事務 (31)　スポーツ振興基金に関する事務 (32)　関係町村が行う公共土木事業に係る事務のうち、当該町村の長との協議により広域連合が処理することとなった事務 (33)　知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年長野県条例第46号）により、広域連合が処理することとされた次に掲げる事務 ア　火薬類の譲渡又は消費等の許可等に関する事務 イ　液化石油ガス設備工事の届け出の受理に関する事務 ２　（略）	(16)　ごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事務 (17)　循環型地域づくりの推進に関する事務 (18)　し尿処理施設の設置及び管理運営に関する事務 (19)　公共下水道汚泥集約処理施設の設置及び管理運営（以下「下水道事業」という。）に関する事務 (20)　広域的な観光振興に関する事務 (21)　広域的な幹線道路網の整備の促進及び連絡調整に関する事務 (22)　広域的な移住定住促進に関する事務 (23)　消防に関する事務（ただし、消防団、消防水利施設及び防災計画に関する事務を除く。） (24)　奨学資金の貸付に関する事務 (25)　木曽文化公園の設置及び管理運営に関する事務 (26)　埋蔵文化財の委託調査に関する事務 (27)　地域高度情報化施設の設置及び管理に関する事務 (28)　木曽川上下流交流の推進拡大及び森林整備協定の推進に関する事務 (29)　森林経営管理制度に関する事務 (30)　スポーツ振興基金に関する事務 (31)　関係町村が行う公共土木事業に係る事務のうち、当該町村の長との協議により広域連合が処理することとなった事務 (32)　知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年長野県条例第46号）により、広域連合が処理することとされた次に掲げる事務 ア　火薬類の譲渡又は消費等の許可等に関する事務 イ　液化石油ガス設備工事の届け出の受理に関する事務 ２　（略）
（広域計画の項目） 第５条　広域連合が作成する広域計画には、次の各号に掲げる項目について記載するものとする。	（広域計画の項目） 第５条　広域連合が作成する広域計画には、次の各号に掲げる項目について記載するものとする。

変更後	変更前
（１）　木曽地域の広域行政の推進に関すること。 （２）　次に掲げる広域的な課題の調査研究に関すること。 ア　環境づくりの推進に関すること。 イ　福祉及び保健医療の推進に関すること。 ウ　その他広域にわたる重要な課題で広域連合長が必要と認める事項に関すること。 （３）　景観基本構想の推進に関連して、広域連合及び関係町村が行う事務に関すること。 （４）　公共サインの設置及び管理に関連して、広域連合及び関係町村が行う事務に関すること。 （５）　情報公開及び個人情報保護審査会の設置及び運営に関すること。 （６）　行政不服審査会の設置及び運営に関すること。 （７）　老人ホーム措置入所判定委員会の設置及び運営に関連して、広域連合及び関係町村が行う事務に関すること。 （８）　養護老人ホームの設置及び管理運営に関すること。 （９）　介護保険法（平成９年法律第123号）及び介護保険法施行法（平成９年法律第124号）に規定する介護保険に関すること (10)　成年後見制度利用促進法第12条の規定により定められた成年後見制度利用促進基本計画に基づく中核機関に関する事務に関すること。 (11)　障害者総合支援法に規定する市町村審査会の設置及び運営に関連して、広域連合及び関係町村が行う事務に関すること。 (12)　障害者総合支援法に規定する協議会の設置に関すること。 (13)　休日及び夜間の一次救急医療に関すること。 (14)　周産期医療に関すること (15)　葬斎センターの設置及び管理運営に関すること。 (16)　ごみ処理施設の設置及び管理運営に関すること。 (17)　循環型地域づくりの推進に関連して、広域連合及び関係町村が行う事務に関すること。 (18)　し尿処理施設の設置及び管理運営に関すること。	（１）　木曽地域の広域行政の推進に関すること。 （２）　次に掲げる広域的な課題の調査研究に関すること。 ア　環境づくりの推進に関すること。 イ　福祉及び保健医療の推進に関すること。 ウ　その他広域にわたる重要な課題で広域連合長が必要と認める事項に関すること。 （３）　景観基本構想の推進に関連して、広域連合及び関係町村が行う事務に関すること。 （４）　公共サインの設置及び管理に関連して、広域連合及び関係町村が行う事務に関すること。 （５）　情報公開及び個人情報保護審査会の設置及び運営に関すること。 （６）　行政不服審査会の設置及び運営に関すること。 （７）　老人ホーム措置入所判定委員会の設置及び運営に関連して、広域連合及び関係町村が行う事務に関すること。 （８）　養護老人ホームの設置及び管理運営に関すること。 （９）　介護保険法（平成９年法律第123号）及び介護保険法施行法（平成９年法律第124号）に規定する介護保険に関すること (10)　成年後見制度利用促進法第12条の規定により定められた成年後見制度利用促進基本計画に基づく中核機関に関する事務に関すること。 (11)　障害者総合支援法に規定する市町村審査会の設置及び運営に関連して、広域連合及び関係町村が行う事務に関すること。 (12)　障害者総合支援法に規定する協議会の設置に関すること。 (13)　休日及び夜間の一次救急医療に関すること。 (14)　周産期医療に関すること (15)　葬斎センターの設置及び管理運営に関すること。 (16)　ごみ処理施設の設置及び管理運営に関すること。 (17)　循環型地域づくりの推進に関連して、広域連合及び関係町村が行う事務に関すること。 (18)　し尿処理施設の設置及び管理運営に関すること。

変更後	変更前
(19)　下水道事業に関すること。	(19)　下水道事業に関すること。
(20)　広域的な観光振興に関連して、広域連合及び関係町村が行う事務に関すること。	(20)　広域的な観光振興に関連して、広域連合及び関係町村が行う事務に関すること。
(21)　広域的な幹線道路網の整備の促進及び連絡調整に関連して、広域連合及び関係町村が行う事務に関すること。	(21)　広域的な幹線道路網の整備の促進及び連絡調整に関連して、広域連合及び関係町村が行う事務に関すること。
(22)　広域的な公共交通に関連して、広域連合及び関係町村が行う事務に関すること。	
(23)　広域的な移住定住に関連して、広域連合及び関係町村が行う事務に関すること。	(22)　広域的な移住定住に関連して、広域連合及び関係町村が行う事務に関すること。
(24)　消防に関すること。（ただし、消防団、消防水利施設及び防災計画に関する事務を除く。）	(23)　消防に関すること。（ただし、消防団、消防水利施設及び防災計画に関する事務を除く。）
(25)　奨学資金の貸付に関すること。	(24)　奨学資金の貸付に関すること。
(26)　木曽文化公園の設置及び管理運営に関すること。	(25)　木曽文化公園の設置及び管理運営に関すること。
(27)　埋蔵文化財の委託調査に関連して、広域連合及び関係町村が行う事務に関すること。	(26)　埋蔵文化財の委託調査に関連して、広域連合及び関係町村が行う事務に関すること。
(28)　地域高度情報化施設の設置及び管理に関すること。	(27)　地域高度情報化施設の設置及び管理に関すること。
(29)　木曽川上下流交流の推進拡大及び森林整備協定の推進に関連して、広域連合及び関係町村が行う事務に関すること。	(28)　木曽川上下流交流の推進拡大及び森林整備協定の推進に関連して、広域連合及び関係町村が行う事務に関すること。
(30)　森林経営管理制度の推進に関連して、広域連合及び関係町村が行う事務に関すること。	(29)　森林経営管理制度の推進に関連して、広域連合及び関係町村が行う事務に関すること。
(31)　スポーツ振興基金に関すること。	(30)　スポーツ振興基金に関すること。
(32)　関係町村が行う公共土木事業に係る事務のうち、当該町村の長との協議により広域連合が処理することとなった事務に関すること。	(31)　関係町村が行う公共土木事業に係る事務のうち、当該町村の長との協議により広域連合が処理することとなった事務に関すること。
(33)　広域計画の期間及び改定に関すること。	(32)　広域計画の期間及び改定に関すること。

附　則

この規約は、公布の日から施行する。

変更前

別表（第4条、第18条関係）

処　理　事　務	町　村	負担割合	
1　木曽地域の広域行政の推進に関する事務	木曽町、上松町、南木曽町、木祖村、王滝村、大桑村	全体事業費	平均割 20%、人口割 80%
2　広域的な課題の調査研究に関する事務	同　上	全体事業費	平均割 20%、人口割 80%
3　景観基本構想の推進に関する事務	同　上	全体事業費	平均割 20%、人口割 80%
4　公共サインの設置及び管理に関する事務	同　上	町村サインに係る経費	事業費割 100%
		広域サインに係る経費	平均割 20%、人口割 80%
5　情報公開及び個人情報保護審査会の設置及び運営に関する事務	同　上	全体事業費	平均割 20%、人口割 80%
6　行政不服審査会の設置及び運営に関する事務	同　上	全体事業費	平均割 20%、人口割 80%
7　老人ホーム措置入所判定委員会の設置及び運営に関する事務	同　上	全体事業費	平均割 20%、人口割 80%
8　養護老人ホームの設置及び管理運営に関する事務	同　上	施設整備費	広域連合の議会の議決を経て広域連合長が別に定める。
		管理運営費	平均割 20%、人口割 80%
9　介護保険法及び介護保険法施行法に規定する介護保険に関する事務			
(1)　保険給付事務	同　上	保険給付費	当該町村実績額の法定負担額
(2)　地域支援事業事務	同　上	地域支援事業費	当該町村実績額の法定負担額
(3)　その他の事務	同　上	その他の事務に要する経費	平均割 20%、人口割 80%
10 成年後見制度利用促進法第12条の規定により定められた成年後見制度利用促進基本計画に基づく中核機関に関する事務	同　上	全体事業費	平均割 20%、人口割 80%
11 障害者総合支援法に規定する市町村審査会の設置及び運営に関する事務	同　上	全体事業費	平均割 20%、人口割 80%
12 障害者総合支援法に規定する協議会の設置に関する事務	同　上	全体事業費	平均割 20%、人口割 80%
13 休日及び夜間の一次救急医療に関する事務	同　上	全体事業費	平均割 10%、人口割 20%、救急搬送割 70%
14 周産期医療に関する事務	同　上	全体事業費	平均割 10%、出生数割 90%
15 葬斎センターの設置及び管理運営に関する事務	同　上	施設整備費	平均割 20%、人口割 80%
		管理運営費	平均割 20%、人口割 70%、利用割 10%
16 ごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事務			
(1)　木曽クリーンセンター	同　上	施設整備費	平均割 20%、人口割 80%
		管理運営費	平均割 10%、人口割 20%、排出割 70%
(2)　統合ごみ処理施設	同　上	計画調査費	平均割 20%、人口割 80%
		施設整備費	広域連合の議会の議決を経て広域連合長が別に定める。
17 循環型地域づくりの推進に関する事務	同　上	全体事業費	平均割 20%、人口割 80%
18 し尿処理施設の設置及び管理運営に関する事務	同　上	施設整備費	平均割 20%、人口割 80%
		管理運営費	平均割 10%、人口割 20%、 投入実績割 70%
19 下水道事業に関する事務	木曽町、上松町、南木曽町、木祖村、 大桑村	施設整備費	広域連合の議会の議決を経て広域連合長が別に定める。
		管理運営費	
20 広域的な観光振興に関する事務	木曽町、上松町、南木曽町、木祖村、王滝村、大桑村	全体事業費	平均割 20%、人口割 80%
21 広域的な幹線道路網の整備の促進及び連絡調整に関する事務	同　上	全体事業費	平均割 20%、人口割 80%
22 広域的な移住定住促進に関する事務	同　上	全体事業費	平均割 20%、人口割 80%
23 消防に関する事務（ただし、消防団、消防水利施設及び防災計画に関する事務を除く。）	同　上	全体事業費	前年度地方交付税の消防費の基準財政需要額割 100%
24 奨学資金の貸付に関する事務	同　上	全体事業費	人口割 50%、 小中学校の児童生徒数割 50%
25 木曽文化公園の設置及び管理運営に関する事務	同　上	全体事業費	広域連合の議会の議決を経て広域連合長が別に定める。
26 埋蔵文化財の委託調査に関する事務	同　上	全体事業費	平均割 20%、人口割 80%
27 地域高度情報化施設の設置及び管理に関する事務	同　上	施設整備費	世帯割 100%
		管　理　費	世帯割 100%
28 木曽川上下流交流の推進拡大及び森林整備協定の推進に関する事務	同　上	全体事業費	平均割 20%、人口割 80%
29 森林経営管理制度に関する事務	同　上	全体事業費	広域連合の議会の議決を経て広域連合長が別に定める。
30 スポーツ振興基金に関する事務	同　上	全体事業費	平均割 20%、人口割 80%
31 関係町村が行う公共土木事業に係る事務のうち、当該町村の長との協議により広域連合が処理することとなった事務	同　上	一般管理費	平均割 20%、人口割 80%
		土木事業費	広域連合の議会の議決を経て広域連合長が別に定める。
32 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年長野県条例第46号）により、広域連合が処理することとされた次に掲げる事務 (1)　火薬類の譲渡又は消費等の許可等に関する事務 (2)　液化石油ガス設備工事の届け出の受理に関する事務	同　上	全体事業費	広域連合の議会の議決を経て広域連合長が別に定める。

変更後

別表（第4条、第18条関係）

処　理　事　務	町　村	負担割合	
1　木曽地域の広域行政の推進に関する事務	木曽町、上松町、南木曽町、木祖村、王滝村、大桑村	全体事業費	平均割 20%、人口割 80%
2　広域的な課題の調査研究に関する事務	同　上	全体事業費	平均割 20%、人口割 80%
3　景観基本構想の推進に関する事務	同　上	全体事業費	平均割 20%、人口割 80%
4　公共サインの設置及び管理に関する事務	同　上	町村サインに係る経費	事業費割 100%
		広域サインに係る経費	平均割 20%、人口割 80%
5　情報公開及び個人情報保護審査会の設置及び運営に関する事務	同　上	全体事業費	平均割 20%、人口割 80%
6　行政不服審査会の設置及び運営に関する事務	同　上	全体事業費	平均割 20%、人口割 80%
7　老人ホーム措置入所判定委員会の設置及び運営に関する事務	同　上	全体事業費	平均割 20%、人口割 80%
8　養護老人ホームの設置及び管理運営に関する事務	同　上	施設整備費	広域連合の議会の議決を経て広域連合長が別に定める。
		管理運営費	平均割 20%、人口割 80%
9　介護保険法及び介護保険法施行法に規定する介護保険に関する事務			
(1)　保険給付事務	同　上	保険給付費	当該町村実績額の法定負担額
(2)　地域支援事業事務	同　上	地域支援事業費	当該町村実績額の法定負担額
(3)　その他の事務	同　上	その他の事務に要する経費	平均割 20%、人口割 80%
10 成年後見制度利用促進法第12条の規定により定められた成年後見制度利用促進基本計画に基づく中核機関に関する事務	同　上	全体事業費	平均割 20%、人口割 80%
11 障害者総合支援法に規定する市町村審査会の設置及び運営に関する事務	同　上	全体事業費	平均割 20%、人口割 80%
12 障害者総合支援法に規定する協議会の設置に関する事務	同　上	全体事業費	平均割 20%、人口割 80%
13 休日及び夜間の一次救急医療に関する事務	同　上	全体事業費	平均割 10%、人口割 20%、救急搬送割 70%
14 周産期医療に関する事務	同　上	全体事業費	平均割 10%、出生数割 90%
15 葬斎センターの設置及び管理運営に関する事務	同　上	施設整備費	平均割 20%、人口割 80%
		管理運営費	平均割 20%、人口割 70%、利用割 10%
16 ごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事務			
(1)　木曽クリーンセンター	同　上	施設整備費	平均割 20%、人口割 80%
		管理運営費	平均割 10%、人口割 20%、排出割 70%
(2)　統合ごみ処理施設	同　上	計画調査費	平均割 20%、人口割 80%
		施設整備費	広域連合の議会の議決を経て広域連合長が別に定める。
17 循環型地域づくりの推進に関する事務	同　上	全体事業費	平均割 20%、人口割 80%
18 し尿処理施設の設置及び管理運営に関する事務	同　上	施設整備費	平均割 20%、人口割 80%
		管理運営費	平均割 10%、人口割 20%、 投入実績割 70%
19 下水道事業に関する事務	木曽町、上松町、南木曽町、木祖村、 大桑村	施設整備費	広域連合の議会の議決を経て広域連合長が別に定める。
		管理運営費	
20 広域的な観光振興に関する事務	木曽町、上松町、南木曽町、木祖村、王滝村、大桑村	全体事業費	平均割 20%、人口割 80%
21 広域的な幹線道路網の整備の促進及び連絡調整に関する事務	同　上	全体事業費	平均割 20%、人口割 80%
22 広域的な公共交通に関する事務	同　上	全体事業費	平均割 20%、人口割 80%
23 広域的な移住定住促進に関する事務	同　上	全体事業費	平均割 20%、人口割 80%
24 消防に関する事務（ただし、消防団、消防水利施設及び防災計画に関する事務を除く。）	同　上	全体事業費	前年度地方交付税の消防費の基準財政需要額割 100%
25 奨学資金の貸付に関する事務	同　上	全体事業費	人口割 50%、 小中学校の児童生徒数割 50%
26 木曽文化公園の設置及び管理運営に関する事務	同　上	全体事業費	広域連合の議会の議決を経て広域連合長が別に定める。
27 埋蔵文化財の委託調査に関する事務	同　上	全体事業費	平均割 20%、人口割 80%
28 地域高度情報化施設の設置及び管理に関する事務	同　上	施設整備費	世帯割 100%
		管　理　費	世帯割 100%
29 木曽川上下流交流の推進拡大及び森林整備協定の推進に関する事務	同　上	全体事業費	平均割 20%、人口割 80%
30 森林経営管理制度に関する事務	同　上	全体事業費	広域連合の議会の議決を経て広域連合長が別に定める。
31 スポーツ振興基金に関する事務	同　上	全体事業費	平均割 20%、人口割 80%
32 関係町村が行う公共土木事業に係る事務のうち、当該町村の長との協議により広域連合が処理することとなった事務	同　上	一般管理費	平均割 20%、人口割 80%
		土木事業費	広域連合の議会の議決を経て広域連合長が別に定める。
33 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成 11 年長野県条例第 46 号）により、広域連合が処理することとされた次に掲げる事務 (1)　火薬類の譲渡又は消費等の許可等に関する事務 (2)　液化石油ガス設備工事の届け出の受理に関する事務	同　上	全体事業費	広域連合の議会の議決を経て広域連合長が別に定める。

議第３５号

王滝村木材工芸品等加工施設の設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例について

王滝村木材工芸品等加工施設の設置及び管理に関する条例（平成４年王滝村条例第１１号）の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和　７年　６月２０日　提　出
王　滝　村　長　　越 原　道 廣

令和　７年　６月　　日　議　決
王滝村議会議長　　下 出　謙 介

（別紙）

王滝村木材工芸品等加工施設の設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例（案）

王滝村木材工芸品等加工施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

（利用料金の額）
第６条　利用料金の額は、別表のとおりとする。
別表（第６条関係）加工施設利用料金に次のように加える。

３　施設機械使用料（税込み）

種類	半日	１日	備考
全機種	500 円	1,000 円	

附則　　この条例は、公布の日から施行する。

王滝村木材工芸品等加工施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）
新旧対象表

（改正後）

別表（第６条関係）
加工施設利用料金

１　製材賃挽き料（税別）

種類	単位	単価	備考
末口18㎝以下	m^3	25,000円	
末口20～22㎝	m^3	22,000円	
末口24～29㎝	m^3	20,000円	
末口30㎝以上	m^3	18,000円	
時間挽き	１時間	12,000円	特殊なもの

（１）　板等手間のかかるものは、単価の２割増しとする。

２　乾燥機

種類	単位	単価	備考
製品乾燥料	m^3	35,000円	

３　施設機械使用料（税込み）

種類	半日	1日	備考
全機種	500円	1,000円	

（改正前）

別表（第６条関係）
加工施設利用料金

１　製材賃挽き料（税別）

種類	単位	単価	備考
末口18㎝以下	m^3	25,000円	
末口20～22㎝	m^3	22,000円	
末口24～29㎝	m^3	20,000円	
末口30㎝以上	m^3	18,000円	
時間挽き	１時間	12,000円	特殊なもの

（１）　板等手間のかかるものは、単価の２割増しとする。

２　乾燥機

種類	単位	単価	備考
製品乾燥料	m^3	35,000円	

議第３６号

令和７年度王滝村一般会計補正予算（第１号）について

地方自治法第２１８条第１項の規定により、令和７年度王滝村一般会計補正予算をすることについて、別案のとおり提出する。

令和７年　６月　２０日　　提　出
王　滝　村　長　　越　原　道　廣

令和７年　６月　　日　　議　決
王滝村議会議長　　下　出　謙　介

議第３６号

令和７年度王滝村一般会計補正予算（第１号）

令和７年度王滝村一般会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 35,036 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,232,664 千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和７年　６月　２０日　　提　出
王　滝　村　長　　越　原　道　廣

令和７年　６月　　日　　議　決
王滝村議会議長　　下　出　謙　介

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

（単位　千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
13 使用料及び手数料		4,181	5	4,186
	1 使用料	3,588	5	3,593
14 国庫支出金		95,490	1,253	96,743
	2 国庫補助金	85,350	1,253	86,603
15 県支出金		62,166	2,071	64,237
	2 県補助金	49,506	2,000	51,506
	3 委託金	4,341	71	4,412
16 財産収入		55,235	5,768	61,003
	1 財産運用収入	27,084	2,855	29,939
	2 財産売払収入	28,151	2,913	31,064
18 繰入金		287,943	24,719	312,662
	2 基金繰入金	287,943	24,719	312,662
20 諸収入		57,061	1,220	58,281
	7 雑入	41,270	1,220	42,490
歳　入　合　計		2,197,628	35,036	2,232,664

歳　出

（単位　千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		19,235	632	19,867
	1 議会費	19,235	632	19,867
2 総務費		894,982	13,423	908,405
	1 総務管理費	858,249	12,165	870,414
	2 徴税費	15,461	162	15,623
	3 戸籍住民基本台帳費	14,116	930	15,046
	4 選挙費	5,713	166	5,879
3 民生費		146,263	△291	145,972
	1 社会福祉費	126,852	△291	126,561
4 衛生費		160,629	2,162	162,791
	1 保健衛生費	121,186	2,638	123,824
	2 清掃費	39,443	△476	38,967
6 農林水産業費		102,155	4,001	106,156
	1 農業費	10,134	835	10,969
	2 林業費	92,021	3,166	95,187
7 商工費		56,803	1,507	58,310
	1 商工費	56,803	1,507	58,310
8 土木費		135,357	2,777	138,134
	2 道路橋梁費	105,035	2,777	107,812
9 消防費		120,550	561	121,111
	1 消防費	120,550	561	121,111
10 教育費		85,501	540	86,041
	2 小学校費	40,731	△1,136	39,595
	4 社会教育費	14,250	△34	14,216
	6 奨学金	9,300	1,710	11,010
12 公債費		294,576	△648	293,928
	1 公債費	294,576	△648	293,928

（単位　千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
13 諸支出金		169,171	10,372	179,543
	2 公営企業支出金	169,171	10,372	179,543
歳出合計		2,197,628	35,036	2,232,664

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

（歳入）

（単位　千円）

款	補正前の額	補　正　額	計
13 使用料及び手数料	4,181	5	4,186
14 国庫支出金	95,490	1,253	96,743
15 県支出金	62,166	2,071	64,237
16 財産収入	55,235	5,768	61,003
18 繰入金	287,943	24,719	312,662
20 諸収入	57,061	1,220	58,281
歳　入　合　計	2,197,628	35,036	2,232,664

（歳出）　　（単位　千円）

款	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地　方　債	そ　の　他	
1 議会費	19,235	632	19,867	0	0	0	632
2 総務費	894,982	13,423	908,405	71	0	0	13,352
3 民生費	146,263	△291	145,972	0	0	0	△291
4 衛生費	160,629	2,162	162,791	1,253	0	0	909
6 農林水産業費	102,155	4,001	106,156	2,000	0	362	1,639
7 商工費	56,803	1,507	58,310	0	0	0	1,507
8 土木費	135,357	2,777	138,134	0	0	0	2,777
9 消防費	120,550	561	121,111	0	0	1,000	△439
10 教育費	85,501	540	86,041	0	0	855	△315
12 公債費	294,576	△648	293,928	0	0	0	△648
13 諸支出金	169,171	10,372	179,543	0	0	0	10,372
歳　出　合　計	2,197,628	35,036	2,232,664	3,324	0	2,217	29,495

2　歳　入

（単位　千円）

款	項	目	款項目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明	
13			使用料及び手数料	4,181	5	4,186				
	1		使用料	3,588	5	3,593				
		6	農林業使用料	0	5	5	2 林業施設使用料	5	木材加工施設使用料	5
14			国庫支出金	95,490	1,253	96,743				
	2		国庫補助金	85,350	1,253	86,603				
		2	総務費国庫補助金	77,707	1,253	78,960	20 地方創生臨時交付金	1,253	重点支援地方交付金	1,253
15			県支出金	62,166	2,071	64,237				
	2		県補助金	49,506	2,000	51,506				
		6	農林水産業費県補助金	24,472	2,000	26,472	2 林業費県補助金	2,000	森林づくり推進支援金	2,000
	3		委託金	4,341	71	4,412				
		2	総務費委託金	3,935	71	4,006	6 参議院議員選挙費委託金	71	参議院議員選挙費委託金	71
16			財産収入	55,235	5,768	61,003				
	1		財産運用収入	27,084	2,855	29,939				
		1	財産貸付収入	25,315	2,855	28,170	1 貸付料	2,855	土地貸付料	2,855
	2		財産売払収入	28,151	2,913	31,064				
		1	不動産売払収入	28,151	2,913	31,064	1 木材売払収入	2,913	各種障害木	2,913
18			繰入金	287,943	24,719	312,662				
	2		基金繰入金	287,943	24,719	312,662				
		1	財政調整基金繰入金	209,401	23,502	232,903	1 繰入金	23,502	財政調整基金繰入金	23,502
		18	奨学金基金繰入金	5,530	855	6,385	1 繰入金	855	奨学金基金繰入金	855
		21	森林経営管理基金繰入金	14,737	△216	14,521	1 繰入金	△216	森林経営管理基金繰入金	△216
		25	森林環境保全基金繰入金	5,857	578	6,435	1 森林環境保全基金繰入金	578	森林環境保全基金繰入金	578
20			諸収入	57,061	1,220	58,281				
	7		雑入	41,270	1,220	42,490				
		1	雑入	28,661	1,220	29,881	2 雑入	220	水源の森林づくりパートナー協力金	220
									緑化推進対策事業補助金	220

（単位　千円）

款	項	目	款項目	補正前の額	補正額	計
歳入合計				2,197,628	35,036	2,232,664

節 区分	節 金額	説明	
3 助成金	1,000	地域活動助成事業助成金	1,000

3　歳　出

（単位　千円）

款	項	目	款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明	
1			議会費	19,235	632	19,867				632				
	1		議会費	19,235	632	19,867				632				
		1	議会費	19,235	632	19,867				632				
										632	1 報酬	453	（議会事務局） 議会一般経費	632
											3 職員手当等	179	議員報酬 議員報酬 議員期末手当 議員期末手当	453 453 179 179
2			総務費	894,982	13,423	908,405	71			13,352				
	1		総務管理費	858,249	12,165	870,414				12,165				
		1	一般管理費	334,321	2,141	336,462				2,141				
										40	2 給料	1,567	（総務係） 庶務一般経費	40
											3 職員手当等	534	還付及び加算金 償還金	40 40
										561	22 償還金利子及び割引料	40	特別職人件費	561
										1,540			特別職給料 特別職給料 特別職期末手当 特別職期末手当 一般職員人件費	402 402 159 159 1,540
													一般職給料 一般職給料 期末手当 期末手当 勤勉手当 勤勉手当	1,165 1,165 189 189 186 186
		4	財産管理費	180,109	8,800	188,909				8,800				
										8,800	12 委託料	8,800	（財産管理係） 村有財産庁舎管理経費	8,800
													委託料（公共資産） 役場移転設計業務委託料	8,800 8,800
		9	企画費	298,107	1,224	299,331				1,224				
										107	7 報償費	150	（総務係） 地域情報化整備事業	107
											10 需用費	380	備品購入費（その他） 情報機器購入費	107 107
										1,013	11 役務費	104	総務企画事業	1,013
													負担金（その他） 木曽広域連合町村分担金	1,013 1,013

（単位　千円）

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明	
									104	13 使用料及び賃借料	△300	（総務課　企画財政係（企画）） 企画事業費	104
												通信運搬費	84
												通信運搬費	84
										17 備品購入費	157	保険料	20
												保険料	20
										18 負担金補助及び交付金	733		
												地域おこし協力隊事業費	
												報償金	150
												謝礼	150
												消耗品費	350
												消耗品費	350
												食糧費	30
												食糧費	30
												賃借料（その他）	△300
												家屋借上料	△300
												備品購入費（その他）	50
												備品購入費	50
												負担金（その他）	150
												講習会等負担金	150
												補助金助成金	△430
												協力隊支援事業補助金	△430
	2	徴税費	15,461	162	15,623				162				
		2 賦課徴税費	11,760	162	11,922				162				
									162	10 需用費	162	（税務係） 賦課徴税一般経費	162
												消耗品費	162
												消耗品費	162
	3	戸籍住民基本台帳費	14,116	930	15,046				930				
		1 戸籍住民基本台帳費	14,116	930	15,046				930				
									930	13 使用料及び賃借料	930	（住民係） 戸籍住民基本台帳一般経費	930
												賃借料（その他）	930
												戸籍機器類賃借料	930
	4	選挙費	5,713	166	5,879	71			95				
		3 参議院議員選挙費	1,321	71	1,392	71							
						71				1 報酬	11	（選挙管理委員会事務局） 参議院議員選挙費	71
						（県）参議院議員選挙費委託金			71	3 職員手当等	60	委員等報酬	11
												委員、投開票立会人報酬	11
												時間外勤務手当	60
												時間外勤務手当	60
		8 村長村議会議員選挙費	4,117	95	4,212				95				

（単位　千円）

款	項	目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明	
										48	1 報酬	21	（選挙管理委員会事務局） 村議会議員選挙費	48
										47	3 職員手当等	74	委員等報酬 委員　投開票立会人報酬 時間外勤務手当 時間外勤務手当 村長選挙費	11 11 37 37 47
													委員等報酬 委員　投開票立会人報酬 時間外勤務手当 時間外勤務手当	10 10 37 37
3			民生費	146,263	△291	145,972				△291				
	1		社会福祉費	126,852	△291	126,561				△291				
		1	社会福祉総務費	28,841	54	28,895				54				
										54	27 繰出金	54	（住民係） 特別会計繰出金	54
													繰出金（その他） 特別会計国保事業勘定繰出金	54 54
		2	老人福祉費	72,196	△402	71,794				△402				
										△402	18 負担金補助及び交付金	△402	（福祉係） 老人福祉一般経費	△402
													負担金（その他） 木曽広域連合介護特会負担金	△402 △402
		4	保健福祉センター運営費	12,629	57	12,686				57				
										57	12 委託料	57	（福祉係） 施設運営費	57
													委託料（その他） 設備点検委託料	57 57
4			衛生費	160,629	2,162	162,791	1,253			909				
	1		保健衛生費	121,186	2,638	123,824	1,253			1,385				
		1	保健衛生総務費	76,393	2,139	78,532	1,253			886				
							1,253			891				
							（国）重点支援地方交付金			1,253				
										△5	18 負担金補助及び交付金	2,139	（企画財政係（財政）） 公営企業支出金	2,144
													交付金助成金 簡易水道事業補助金	2,144 2,144
													（保健衛生係） 保健衛生一般経費	△5
													負担金（その他） 木曽広域連合町村分担金	△5 △5
		4	診療所費	34,181	499	34,680				499				

（単位　千円）

款	項	目	款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明	
										499	27 繰出金	499	（企画財政係（財政）） 特別会計繰出金	499
													繰出金（その他）	499
													特別会計診療所費繰出金	499
	2		清掃費	39,443	△476	38,967				△476				
		1	清掃総務費	39,443	△476	38,967				△476				
										△476	18 負担金補助及び交付金	△476	（建設水道係（環境）） 清掃一般経費	△476
													負担金（その他）	△476
													木曽広域連合衛生費分担金	△476
6			農林水産業費	102,155	4,001	106,156	2,000		362	1,639				
	1		農業費	10,134	835	10,969				835				
		1	農業委員会費	674	835	1,509				835				
										835	1 報酬	835	（農業振興係） 農業委員会経費	835
													委員等報酬	835
													農業委員報酬	835
	2		林業費	92,021	3,166	95,187	2,000		362	804				
		1	林業総務費	2,468	336	2,804			336					
									336		18 負担金補助及び交付金	336	（林業振興係） 林業総務一般経費	336
							(繰)森林経営管理基金繰入金			336			負担金（その他）	336
													木曽広域連合林業費分担金	336
		2	林道費	32,655	0	32,655			△552	552				
									△552	552			（林業振興係） 林道一般経費	
							(繰)森林経営管理基金繰入金			△552			財源内訳補正	
		3	村有林経営費	48,157	2,500	50,657	2,000		578	△78				
							2,000		578	△78	14 工事請負費	2,500	（林業振興係） 村有林経営一般経費	2,500
							(県)森林づくり推進支援金			2,000			造林事業	2,500
							(繰)森林環境保全基金繰入金			578			造林事業	2,500
		4	林業振興費	8,705	330	9,035				330				
										330	10 需用費	330	（林業振興係） 木材加工施設運営事業	330
													修繕費（その他）	330
													修繕費	330
7			商工費	56,803	1,507	58,310				1,507				
	1		商工費	56,803	1,507	58,310				1,507				

（単位　千円）

款	項	目	款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明	
		3	観光費	33,857	1,507	35,364				1,507				
										1,507	10 需用費	495	(経済産業課＿商工観光係) 観光施設管理費	1,507
											14 工事請負費	1,012	修繕費（その他） 施設修繕費 建物等維持補修工事 観光施設維持補修工事	495 495 1,012 1,012
8			土木費	135,357	2,777	138,134				2,777				
	2		道路橋梁費	105,035	2,777	107,812				2,777				
		1	道路橋梁総務費	0	880	880				880				
										880	12 委託料	880	(建設水道係（建設）) 道路橋梁総務一般経費	880
													委託料（その他） 道路台帳補正委託料	880 880
		2	道路維持費	94,645	1,897	96,542				1,897				
										1,897	14 工事請負費	1,897	(建設水道係（建設）) 道路維持費一般経費	1,897
													道路等維持補修工事 村道環境整備工事 村道維持補修工事	1,897 195 1,702
9			消防費	120,550	561	121,111			1,000	△439				
	1		消防費	120,550	561	121,111			1,000	△439				
		1	非常備消防費	55,249	561	55,810			1,000	△439				
									1,000	△439	10 需用費	1,078	(総務係) 非常備消防費	561
							(諸)地域活動助成事業助成金			1,000	18 負担金補助及び交付金	△517	被服費 消防団員被服費 負担金（その他） 木曽広域連合消防費分担金	1,078 1,078 △517 △517
10			教育費	85,501	540	86,041			855	△315				
	2		小学校費	40,731	△1,136	39,595				△1,136				
		1	学校管理費	39,460	△1,136	38,324				△1,136				
										△1,136	1 報酬	3,613	(小中学校) 小学校管理経費	△1,136
											2 給料	△3,492	委員等報酬 学校薬剤師報酬 学校歯科医報酬	8 2 6
											3 職員手当等	△1,354	会計年度任用職員報酬 会計年度任用職員報酬	2,729 2,729
											13 使用料及び賃借料	97	会計年度任用職員手当 会計年度任用職員手当	876 876

（単位　千円）

款	項	目	款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明	
													会計年度任用職員給料	△3,492
													会計年度任用職員給料	△3,492
													会計年度任用職員手当	△1,354
													会計年度任用職員手当	△1,354
													賃借料（その他）	97
													電子機器賃借料	97
4			社会教育費	14,250	△34	14,216				△34				
	3		文化財保護費	1,254	△34	1,220				△34				
										△34	18	△34	（教育委員会事務局総務係）	
													文化財保護一般経費	△34
													負担金（その他）	△34
													木曽広域連合埋蔵文化財分担金	△34
6			奨学金	9,300	1,710	11,010			855	855				
	1		奨学金	9,300	1,710	11,010			855	855				
									855	855	20	855	（教育委員会事務局総務係）	
							(繰)奨学金基金繰入金			855			奨学金	1,710
											27	855	貸付金	855
													継続貸付金	855
													繰出金（その他）	855
													元資繰出金	855
12			公債費	294,576	△648	293,928				△648				
	1		公債費	294,576	△648	293,928				△648				
		1	元金	284,916	△880	284,036				△880				
										△880	22	△880	（企画財政係（財政））	
													償還金	△880
													元金償還金	△880
													元金償還金	△880
		2	利子	9,660	232	9,892				232				
										232	22	232	（企画財政係（財政））	
													償還金	232
													利子償還金	232
													利子償還金	232
13			諸支出金	169,171	10,372	179,543				10,372				
	2		公営企業支出金	169,171	10,372	179,543				10,372				
		1	観光施設事業支出金	169,171	10,372	179,543				10,372				
										10,372	18	10,372	（企画財政係（財政））	
													公営企業費	10,372
													交付金助成金	10,372
													観光施設事業会計補助金	10,372

（単位　千円）

款　項　目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
歳出合計	2,197,628	35,036	2,232,664	3,324	0	2,217	29,495			

令和６年度王滝村一般会計　繰越明許費繰越計算書

（単位：円）

款	項	事業名	支出負担行為額	左の内訳		支出負担行為予定額	翌年度繰越額	左の財源内訳				摘要
				支出済額	支出未済額			既収入特定財源	未収入特定財源		一般財源	
									国県支出金	その他		
2総務費	1総務管理費	田の原観光施設建設第1期工事	261,580,000	104,600,000	156,980,000	0	156,980,000	0	0	152,300,000	4,680,000	その他：過疎債
2総務費	1総務管理費	田の原観光施設建設工事監理業務委託	4,222,900	1,122,000	3,100,900	100	3,101,000			3,100,000	1,000	その他：過疎債
3民生費	1社会福祉費	長野県価格高騰特別対策支援金事業	0	0	0	1,148,000	1,148,000	0	1,148,000	0	0	
3民生費	1社会福祉費	低所得世帯支援及び定額減税不足額給付事業	480,700	0	480,700	5,606,300	6,087,000	0	4,670,000	0	1,417,000	
9消防費	1消防費	王滝頂上防災無線等蓄電池システム更改工事	16,280,000	0	16,280,000	0	16,280,000	0	0	0	16,280,000	
9消防費	1消防費	王滝頂上避難施設トイレ棟改修・シャワー室増設工事	0	0	0	5,830,000	5,830,000	0	0	5,800,000	30,000	その他：水と緑のふるさと基金繰入金
合計			282,563,600	105,722,000	176,841,600	12,584,400	189,426,000	0	5,818,000	161,200,000	22,408,000	

議第３７号

令和７年度王滝村特別会計国民健康保険（事業勘定）補正予算（第１号）について

地方自治法第２１８条第１項の規定により、令和７年度王滝村特別会計国民健康保険（事業勘定）補正予算をすることについて、別案のとおり提出する。

令和７年　６月　２０日　　提　出
王　滝　村　長　　越　原　道　廣

令和７年　６月　　日　　議　決
王滝村議会議長　　下　出　謙　介

議第３７号

令和７年度王滝村特別会計国民健康保険（事業勘定）補正予算（第１号）

令和７年度王滝村特別会計国民健康保険（事業勘定）補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 54 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 74,958 千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和７年　６月　２０日　　提　出
王　滝　村　長　　越　原　道　廣

令和７年　６月　　日　　議　決
王滝村議会議長　　下　出　謙　介

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

（単位　千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
10 繰入金		10,092	54	10,146
	1 他会計繰入金	10,092	54	10,146
歳　入　合　計		74,904	54	74,958

歳　出

（単位　千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1 総務費		3,804	54	3,858
	1 総務管理費	3,386	54	3,440
歳　出　合　計		74,904	54	74,958

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

（歳入）

（単位　千円）

款	補正前の額	補　正　額	計
10 繰入金	10,092	54	10,146
歳　入　合　計	74,904	54	74,958

（歳出）

（単位　千円）

款	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地　方　債	そ　の　他	
1 総務費	3,804	54	3,858	0	0	54	0
歳　出　合　計	74,904	54	74,958	0	0	54	0

2　歳　入

（単位　千円）

款	項	目	款項目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明	
10			繰入金	10,092	54	10,146				
	1		他会計繰入金	10,092	54	10,146				
		1	一般会計繰入金	7,828	54	7,882	2 一般会計繰入金	54	一般会計繰入金	54
歳入合計				74,904	54	74,958				

3　歳　出

（単位　千円）

款	項	目	款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
1			総務費	3,804	54	3,858			54				
	1		総務管理費	3,386	54	3,440			54				
		1	一般管理費	3,238	54	3,292			54				
									54		12 委託料	54	（住民係） 一般管理費 54 委託料（その他） 54 国保システム改修委託料 54
							（繰）一般会計繰入金			54			
歳出合計				74,904	54	74,958	0	0	54	0			

議第３８号

令和７年度王滝村特別会計国民健康保険診療施設費補正予算（第１号）について

地方自治法第２１８条第１項の規定により、令和度王滝村特別会計国民健康保険診療施設費補正予算をすることについて、別案のとおり提出する。

令和７年　６月　２０日　　提　出
王　滝　村　長　　越　原　道　廣

令和７年　６月　　日　　議　決
王滝村議会議長　　下　出　謙　介

議第３８号

令和７年度王滝村特別会計国民健康保険診療施設費補正予算（第１号）

令和７年度王滝村特別会計国民健康保険診療施設費補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 499 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 81,582 千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和７年　６月　２０日　　提　出
王　滝　村　長　　越　原　道　廣

令和７年　６月　　日　　議　決
王滝村議会議長　　下　出　謙　介

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

（単位　千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
14 繰入金		47,697	499	48,196
	2 他会計繰入金	34,181	499	34,680
歳　入　合　計		81,083	499	81,582

歳　出

（単位　千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1 総務費		58,304	499	58,803
	1 施設管理費	58,304	499	58,803
歳　出　合　計		81,083	499	81,582

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

（歳入）

（単位　千円）

款	補正前の額	補　正　額	計
14 繰入金	47,697	499	48,196
歳　入　合　計	81,083	499	81,582

（歳出）

（単位　千円）

款	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地　方　債	そ　の　他	
1 総務費	58,304	499	58,803	0	0	499	0
歳　出　合　計	81,083	499	81,582	0	0	499	0

2　歳　入

（単位　千円）

款	項	目	款項目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明	
14			繰入金	47,697	499	48,196				
	2		他会計繰入金	34,181	499	34,680				
		1	一般会計繰入金	34,181	499	34,680	1 繰入金	499	一般会計繰入金	499
歳入合計				81,083	499	81,582				

3　歳　出

（単位　千円）

款	項	目	款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明	
1			総務費	58,304	499	58,803			499					
	1		施設管理費	58,304	499	58,803			499					
		1	一般管理費	58,304	499	58,803			499					
									50		2 給料	312	（診療所事務係） 総務管理一般経費	50
							(繰)一般会計繰入金			50	3 職員手当等	137	公課費 消費税	50 50
									449		26 公課費	50	一般職員人件費	449
							(繰)一般会計繰入金			449			一般職給料 一般職給料 医療職調整給料 期末手当 期末手当 勤勉手当 勤勉手当	312 249 63 50 50 87 87
歳出合計				81,083	499	81,582	0	0	499	0				

議第３９号

令和７年度 王滝村公営企業観光施設事業会計補正予算（第１号）について

地方公営企業法第２４条第２項の規定により、令和７年度王滝村公営企業観光施設事業会計予算を補正することについて、別案のとおり提出する。

令和　７年　６月２０日　　提　　出
王　滝　村　長　　越　原　道　廣

令和　７年　　月　　日　　議　　決
王滝村議会議長　　下　出　謙　介

（空　　白）

議第３９号

令和７年度王滝村公営企業観光施設事業費会計補正予算（第１号）について

（総則）

第１条　　令和７年度王滝村公営企業観光施設事業費会計補正予算（第１号）は以下に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第３条　　収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入		（既決予算額）	（補正予算額）	（計）
第１款	事業収益	167,456千円	10,372千円	177,828千円
第３項	特別利益	167,455千円	10,372千円	177,827千円
支出		（既決予算額）	（補正予算額）	（計）
第２款	事業費用	308,858千円	14,372千円	323,230千円
第１項	営業費用	303,858千円	14,372千円	318,230千円

（資本的収入及び支出）

第４条　　資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入		（既決予算額）	（補正予算額）	（計）
第3款	出資金	1,716千円	千円	1,716千円
第1項	出資金	1,716千円	千円	1,716千円
支出		（既決予算額）	（補正予算額）	（計）
第4款		1,716千円	千円	1,716千円
第1項	建設改良費	1,716千円	千円	1,716千円

（他会計繰入金）

第５条　　他会計からの繰入金は179,543千円と定める。

令和　７年　６月２０日　　提　　出
王　滝　村　長　　越　原　道　廣

令和　７年　　月　　日　　議　　決
王滝村議会議長　　下　出　謙　介

令和７年度　　王滝村公営企業観光施設事業会計実施計画（補正１号）

１．収益的収入及び支出

収　　入　　単位：千円

款	項	目	予　定　額	備　　考
1.事業収益			10,372	
	1.営業収益		0	
		1.リフト収入	0	
		5.その他営業収益	0	
	2.営業外収益		0	
		1.受取利息	0	
	3.特別利益		10,372	
		4.その他営業外収益	10,372	一般会計補助金

支　　出　　単位：千円

款	項	目	予　定　額	備　　考
2.事業費用			14,372	
	1.営業費用		14,372	
		1.一般管理費	0	
		3.スキー場管理費	7,347	
		7.附帯施設管理費	3,025	
		8.減価償却費	4,000	
	2.営業外費用		0	
		1.支払利息	0	
	4.予備費		0	
		1.予備費	0	

２．資本的収入及び支出

省　　略

令和　７　年度

王滝村公営企業観光施設事業会計

補正予算（第１号）に関する説明書

1．収益的収入及び支出

1．収　入

款・項	目	既決予算額	補正額	計	節		説　　明
					区　　分	金　　額	
1.事業収益		167,456	10,372	177,828			
1. 営業収益							
	5.その他営業収益	0	0	0			
2. 営業外収益							
	1. 受取利息	1	0	1			
					1.預金利息		・預金利子
3.特別利益		167,455	10,372	177,827			
	1.その他特別利益	167,455	10,372	177,827			
					1.その他特別利益	10,372	・一般会計繰入金　10,372

2．支　出

款・項	目	既決予算額	補正額	計	節		説　　明
					区　　分	金　　額	
2.事業費用		308,858	14,372	323,230			
1.営業費用		303,858	14,372	318,230			
	1.一般管理費	35,020	0	35,020			
					21.手数料	0	・為替手数料
					26.負担金	0	
					27.補助金	0	
					30.指定管理料	0	・指定管理料
	3.スキー場管理費	121,337	7,347	128,684			
					12.備消耗品費	0	・除雪車他消耗品

					16. 修繕費	7,347	・索道施設修繕費	
							・車両修繕費	1,847
							・降雪設備修繕費	5,500
							・PCB対策・処理費	
					20. 保険料	0	・索道施設保険料	
							・自動車共済保険料	
					21. 手数料	0	・PCB分析手数料	
					22. 委託料	0	・各種保守点検費	
					23. 賃借料	0	・国有地借地料	
							・圧雪車・降雪機賃借料	
							・バイオトイレ賃借料	
	7. 附帯施設管理費	6,099	3,025	9,124				
					14. 光熱水費	0	・ざぶん・浄化槽電気料	
					16. 修繕費	3,025	・附帯施設修繕費	3,025
							・消防設備修繕費	
					20. 保険料	0	・建物共済掛金	
					21. 手数料	0	・浄化槽法定検査手数料	
					22. 委託料	0	・ざぶん・浄化槽保守費	
					23. 賃借料	0		
	8. 減価償却費	141,402	4,000	145,402				
					31. 減価償却費	4,000	・減価償却費	4,000
4. 予備費		5,000	0	5,000				
	1. 予備費	5,000	0	5,000				
					予備費	0	・予備費	

令和７年度　王滝村公営企業観光施設事業会計　予定損益計算書　（令和7年4月1日より令和8年3月31日）

【単位：円】

1.　事業収益			
（１）リフト収益	0		
（２）その他営業収益	0	0	
2.　営業費用			
（１）一般管理費	35,020,000		
（２）スキー場管理費	128,684,000		
（３）附帯施設管理費	9,124,000		
（４）減価償却費	145,401,883		
（５）予備費	5,000,000	323,229,883	
営業利益			▲ 323,229,883
3.営業外収益			
（１）受取利息	1,000	1,000	
営業外収益			1,000
4.営業外費用	－	0	
5.特別利益			
（１）その他特別利益	177,827,000	177,827,000	
特別利益			177,827,000
当年度純利益			▲ 145,401,883
前年度繰越欠損金			5,943,859,289
その他未処分利益剰余金変動額			－
当年度末未処分利益剰余金			▲ 6,089,261,172

令和７年度　王滝村観光施設事業会計　予定キャッシュ・フロー計算書　（令和７年４月１日～令和８年３月３１日まで）

※キャッシュ・フロー：資金の流れ

【単位：円】

１．業務活動によるキャッシュフロー

当年度純利益（▲は当年度純損失）	▲ 145,401,883
減価償却費	145,401,883
未収金の増減額（▲は増加）	0
未払金の増減額（▲は減少）	▲ 6,304,036
小計	0

業務活動によるキャッシュフロー（A）
▲ 6,304,036

２．投資活動によるキャッシュフロー

－

投資活動によるキャッシュフロー（B）
0

３．財務活動によるキャッシュフロー

－

財務活動によるキャッシュフロー（C）
0

４．資金増加額　（A+B+C）＝（D）	▲ 6,304,036
５．資金期首残高（E）	9,277,812
６．資金期末残高（D）+（E）	2,973,776

※　参考

流動負債	▲ 1,000,000
流動負債控除後資金期末残高 （流動資産　－　流動負債）	1,973,776

令和７年度　王滝村公営企業観光施設事業会計 予定貸借対照表　（令和8年3月31日現在）

【単位：円】

資産の部		負債の部	
科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
【固定資産】	1,226,137,825	【固定負債】	0
（１）有形固定資産	1,223,790,825	企業債	0
土　　地	9,384,328	【流動資産】	1,000,000
建　　物	2,859,535,254	一時借入金	0
構　築　物	110,175,404	企業債	0
機械及び装置	5,894,635,275	他会計借入金	0
車輌運搬具	202,510,158	リース債務	0
工具器具及び備品	86,126,512	未払金	0
減価償却累計額	▲ 7,938,576,106	預かり金	1,000,000
（２）無形固定資産	1,547,000	負債の部　合計	1,000,000
電話加入権	1,547,000	**純資産の部**	
（３）投資	800,000	科　　目	金　　額
出　資　金	0	【資本金】	7,317,372,773
その他投資	800,000	（１）自己資本金	7,317,372,773
【流動資産】	2,973,776	固有資本金	519,201,949
現金・預金	2,973,776	組入資本金	6,798,170,824
未　収　金	0	（２）借入資本金	0
貸倒引当金	0	企業債	0
貯蔵品	0	【剰余金】	▲ 6,089,261,172
		（１）資本剰余金	0
		寄付金	0
		他会計補助金	0
		（２）利益剰余金	▲ 6,089,261,172
		減債基金積立金	0
		建設改良積立金	0
		当年度末処理欠損金	▲ 6,089,261,172
		純資産の部　合計	1,228,111,601
資産の部　合計	1,229,111,601	負債・純資産の部　合計	1,229,111,601